

## 薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

### はじめに

近年、大学生等の若者による大麻事件が全国的に多発し、特に昨年は芸能人による合成麻薬や覚せい剤の事件が連続し、薬物乱用問題に関心が集まっています。

乱用される薬物と言うと麻薬、覚せい剤、大麻等を連想しますが、これら以外にも幻覚や中枢神経興奮等の作用がある薬物もあります。

以前はこのような薬物は合法ドラッグや脱法ドラッグと呼ばれていましたが、法律上許されているという誤解を生む恐れがあることから現在は違法ドラッグと呼んでいます。

人体の構造機能に影響を及ぼすことを目的として販売される違法ドラッグは、薬事法で規制されますが、ビデオクリナーや芳香剤などの雑貨品と称して、人体摂取の使用方法を隠蔽して販売するなど、法規制を逃れようとするケースが多くありました。

また、違法ドラッグを麻薬に指定するためには、毒性に関する調査研究や手続きまでに数年かかることもあり、取締りが困難な状況にありました。

### 薬事法による規制と最近の動向

そのため、国は違法ドラッグ対策として、平成 18 年に薬事法を改正し、中枢神経系の興奮もしくは抑制又は幻覚の作用を有する確率が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生する恐れがある物質を指定薬物と定義しました。指定薬物を医療や研究等の用途以外の目的で製造、輸入、販売、授与又は販売若しくは授与の目的の貯蔵、若しくは陳列することが禁止されています。

指定薬物の数は平成 21 年末現在で 45 物質、1 植物となっています。

昨年 11 月に指定された 6 物質のうち、3 物質が大麻成分に似た合成薬物で、その作用も大麻類似性があり、大麻よりも強力と報告されています。これは、平成 20 年中頃から、インターネットサイト上で「大麻代替品」、「大麻に似たハーブ」などと宣伝され、全国各地に輸入販売されたタバコ状の植物片の製品から検出されたものです。

これまでに指定薬物が検出された製品は、錠剤、液体、粉末状の物が主でしたが、最近では植物製品に指定薬物とその他の化学物質を混ぜて、「ブレンドハーブ」と称した製品が増え、有害性の有無の判断が難しくなっています。

### 国と県の対策

国と都道府県では、指定薬物対策として疑わしい製品の買上調査をしています。これまでに、67 製品中 4 製品から 4 物質が検出されており、当該製品の取扱業者には、関係都道府県が販売中止、回収等の必要な措置をとっています。

本県では知事を本部長とする沖縄県薬物乱用対策推進地方本部を設置し、その関係機関による薬物乱用防止対策を推進しています。

薬物乱用をなくすためには、一人一人の「乱用しない」自覚と「乱用させない」、「乱用薬物を近づけない」機運を盛り上げることが大切です。

薬物乱用を許さない社会環境をつくるため、「愛する自分を大切に。薬物乱用はダメ。ゼッタイ。」を合い言葉に、薬物乱用防止運動の輪をひろげていきましょう。

【衛生科学班】



図. 薬物乱用防止普及啓発パンフレット

### 薬物乱用防止関係機関

#### ○薬物乱用の相談は・・・

管轄保健所  
 県総合精神保健福祉センター 電話098-888-1443  
 県薬務衛生課 電話098-866-2215

#### ○麻薬・大麻・覚せい剤の情報は・・・

管轄警察署  
 県警察本部 電話098-862-0110  
 厚生労働省沖縄麻薬取締支所 電話098-854-2584